



中央情勢報告

鶏をめぐる情勢及び施策の方向性

令和 5 年 10 月

農林水産省 畜産局 畜産振興課



はじめに

本日お集りの皆様方におかれましては、
平素より畜産行政の推進に御理解と御協力を
いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。
鶏改良の関係者が一同に会するこの貴重な機会、
鶏をめぐる情勢等についてご報告させていただきます。
本会議を通じてお伝えした情報が
今後の皆様の議論の一助となれば幸いです。



目次

- ① 鶏をめぐる情勢
- ② 鶏に係する主な施策



1

鶏をめぐる情勢

- ① 鶏肉の需給動向
- ② 鶏肉卸売価格の推移
- ③ 鶏（ブロイラー）の飼養戸数・羽数の推移
- ④ 鶏卵の需給動向
- ⑤ 鶏卵卸売価格（標準取引価格）の推移
- ⑥ 鶏（採卵鶏）の飼養戸数・羽数の推移

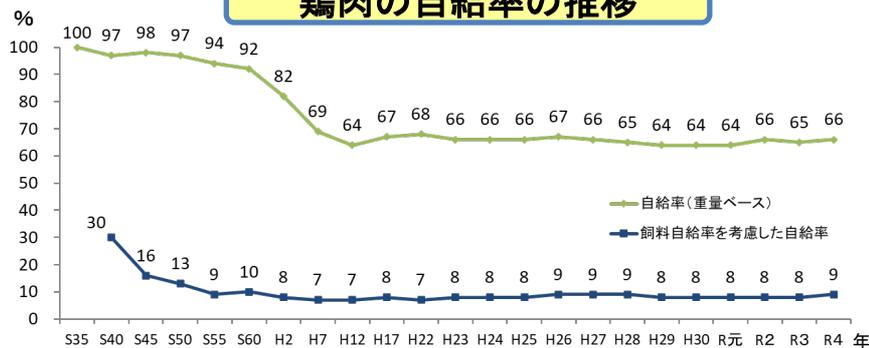
①鶏肉の需給動向

- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移している。
- 生産量は、価格が堅調に推移していること等から、増加傾向で推移しており、ここ数年、毎年過去最高を更新している。
- 輸入量は、国内消費量の3～4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイである。

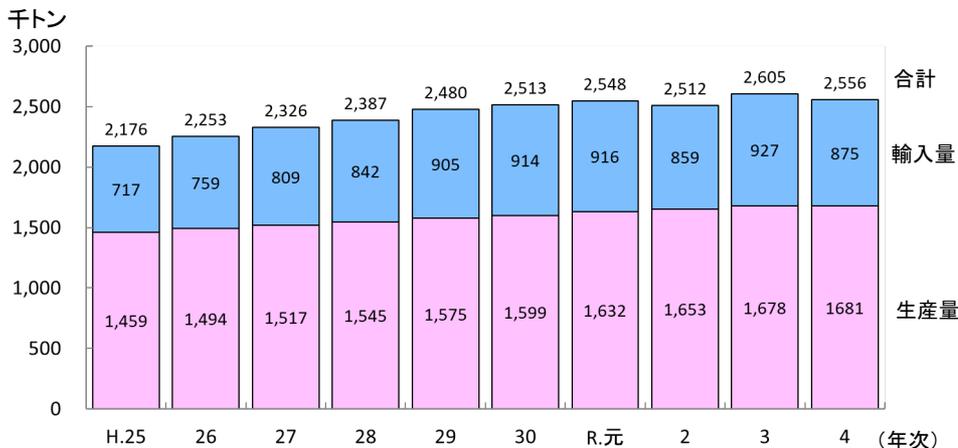
鶏肉需給の推移(調製品を含む)



鶏肉の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注1：H20年度以前は年度ベース。 注2：R4年は概算値。



資料：農林水産省「食料需給表」
注1：R4年は概算値。
注2：消費量は、「生産量+輸入量-輸出货量-在庫の増加量」により推計。

鶏肉輸入量の推移



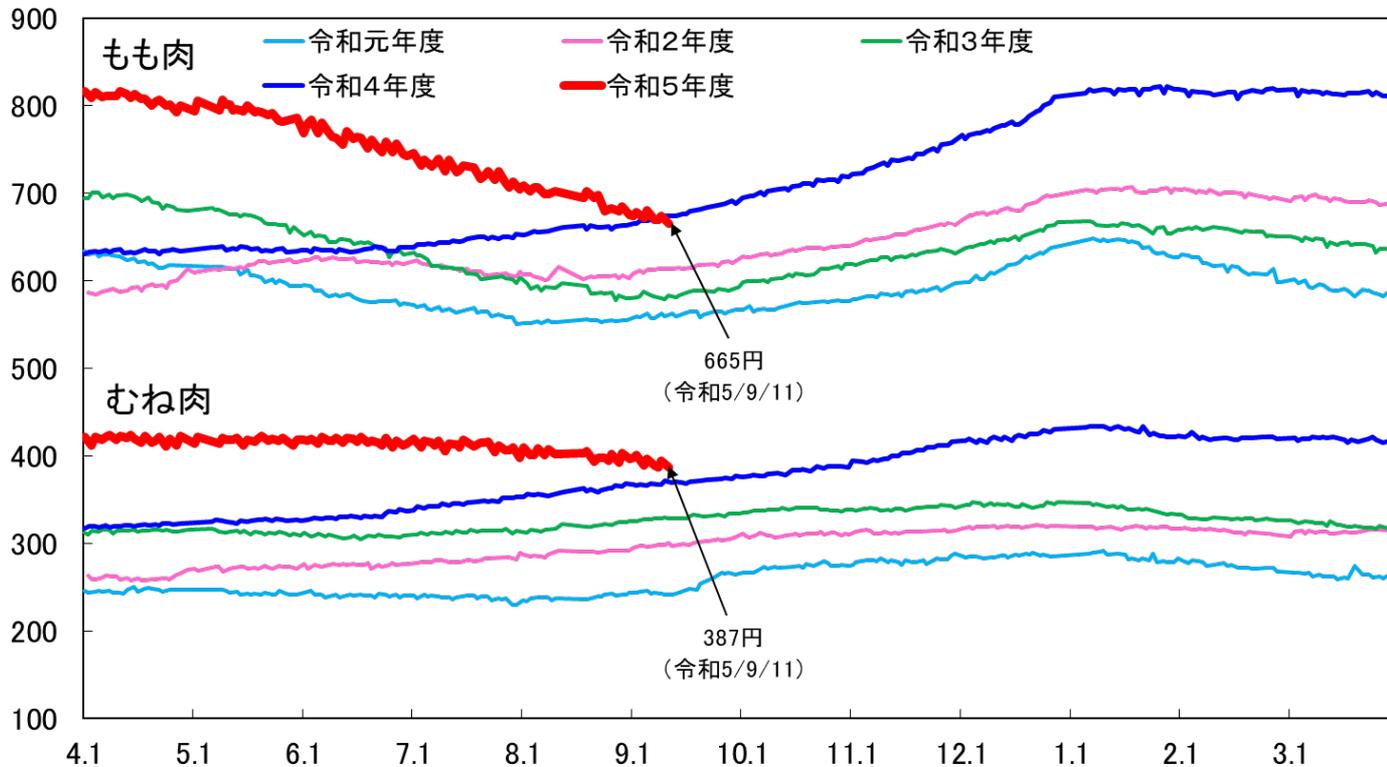
資料：財務省「貿易統計」
注：調製品は含まない。

②鶏肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり需要」が旺盛となったため、もも肉・むね肉価格は堅調に推移した。
- 令和3年度は、むね肉は堅調な需要が継続していることから、例年を上回る水準で推移したが、もも肉は夏以降、「巣ごもり需要」に落ち着きが見られること等から、例年並みの水準で推移した。
- 令和4年度以降、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を上回る水準で推移。

(円/kg)

鶏肉卸売価格の推移



資料：農林水産省統計部調べ

③鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。大規模層は増加傾向で推移しているものの、令和5年度は減少。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移しているものの、令和5年は縮小。

区分 / 年	平成21	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	2,392	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100
(対前年増減率)(%)	(▲2.6)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)	(0.0)
飼養羽数(千羽)	107,141	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463
(対前年増減率)(%)	(4.0)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)
出荷戸数(戸)	-	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120
うち50万羽以上層(戸)	-	230	266	268	272	282	298	313	277
戸数シェア(%)	-	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)
出荷羽数(千羽)	-	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878
うち50万羽以上層(千羽)	-	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874
羽数シェア(%)	-	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)
一戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	44.8	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4
一戸当たり平均 出荷羽数(千羽)	-	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：平成21年までは畜産物流通統計、平成25年以降は畜産統計における調査となっており、平成21年以前の数値とは接続しない。

2：50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

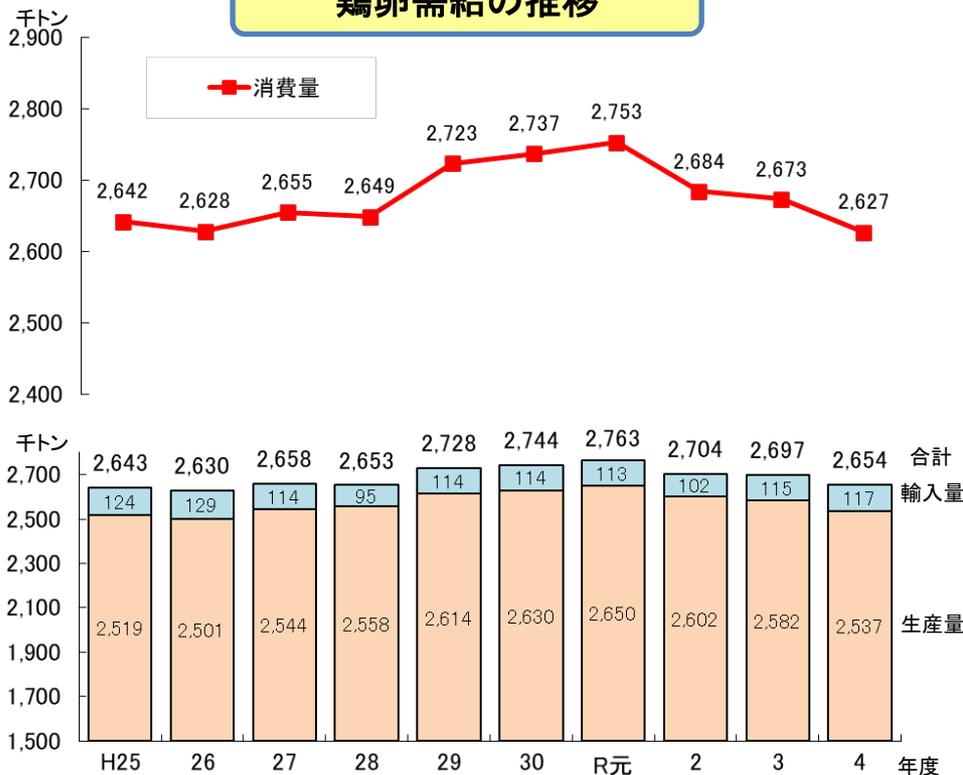
4：2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

5：平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

④鶏卵の需給動向

- 消費量は概ね安定的に推移してきたが、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生の影響により、それぞれ前年度を下回った。
- 生産量は、平成27年度以降、家庭用、業務・加工用共に需要が堅調であったこと等から、前年度を上回って推移した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的発生による影響から、それぞれ前年度を下回った。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



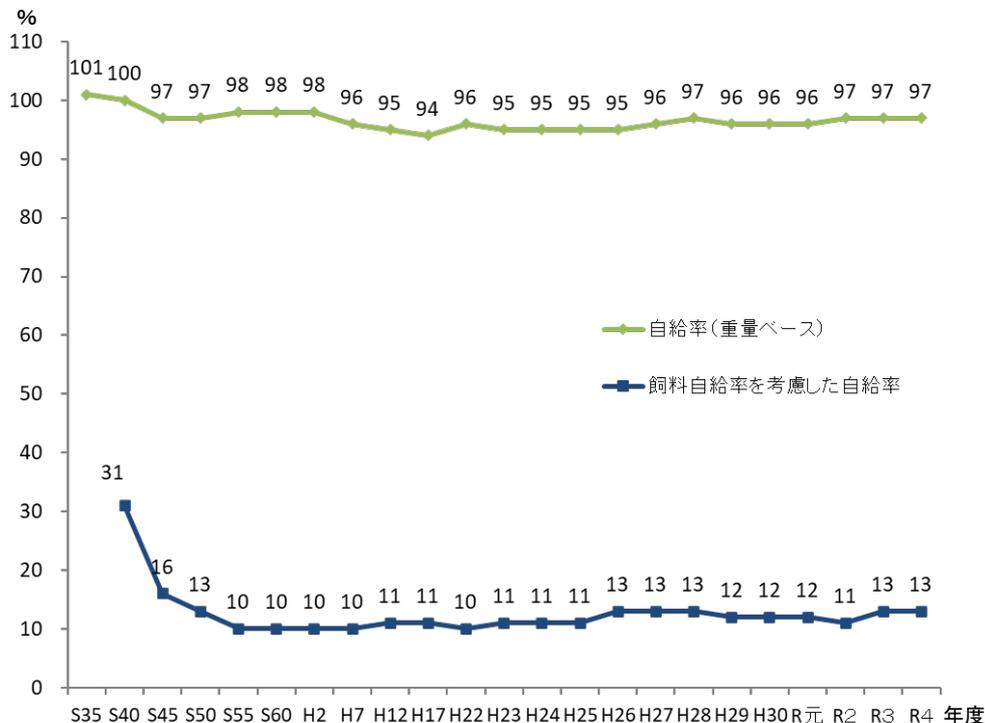
資料：農林水産省「食料需給表」

注1：R4年度は概算値。

注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。

注3：輸入量は殻付き換算。

鶏卵の自給率の推移



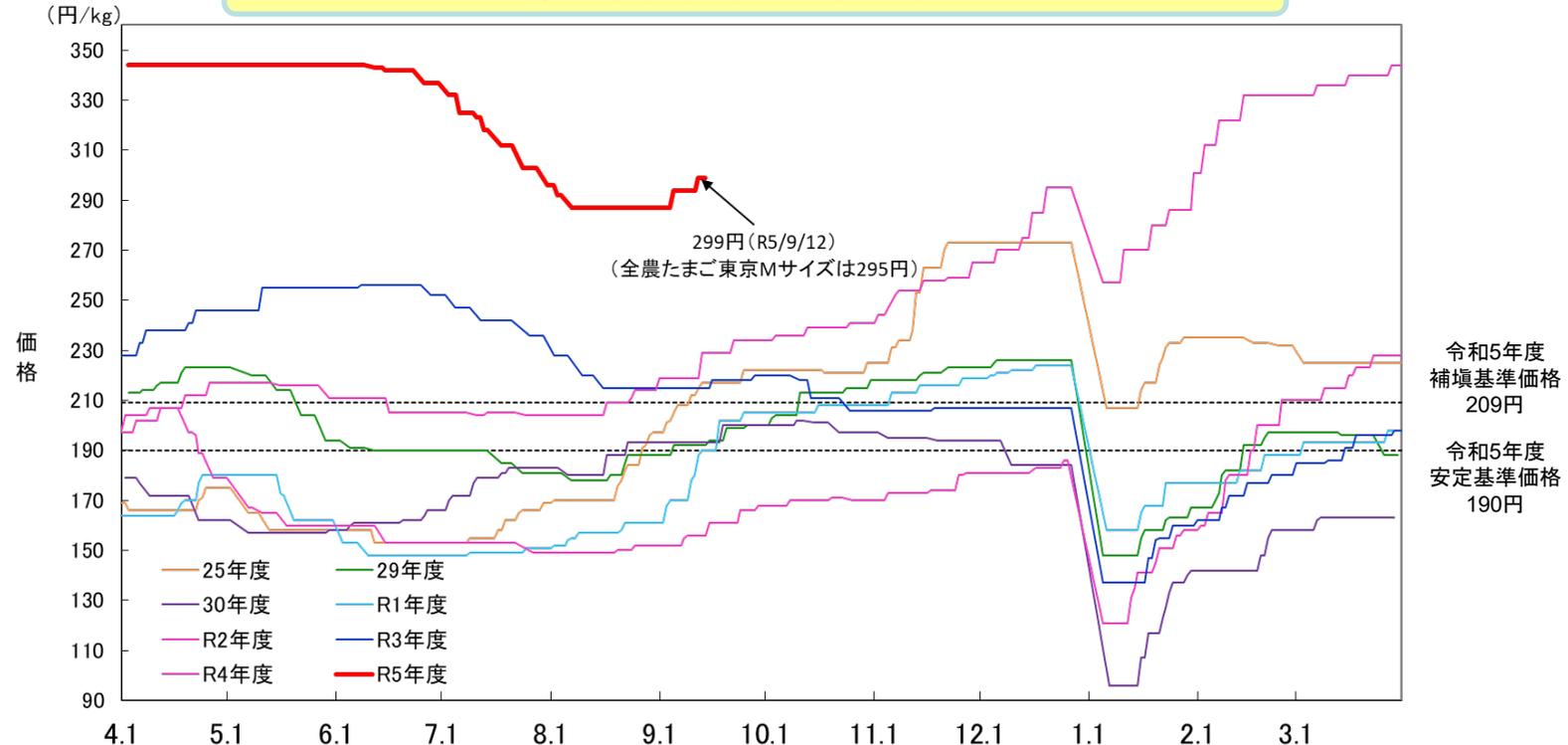
資料：農林水産省「食料需給表」

注：R4年度は概算値。

⑤鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・令和2年4月の緊急事態宣言後、業務用の需要が大幅に減少したため、価格は低水準で推移。令和2年度シーズンの鳥インフルエンザ発生による殺処分羽数が多くなり、価格は例年を上回って推移したが、その後は生産の回復等により例年をやや下回る水準で推移。
- ・令和4年5月以降、業務用需要が回復傾向にあることや生産コストの上昇等から、価格は例年を上回る水準で推移。その後、10月以降に発生した鳥インフルエンザにより、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼったことから、価格は大幅な高値で推移。
- ・令和5年6月以降、鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んでいること等から、価格は下押し傾向で推移したものの、引き続き例年を上回る水準で推移。

標準取引価格(日毎)の推移



出典：一般社団法人日本養鶏協会

：標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格

⑥鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は減少傾向で推移した後、平成26年以降は増加傾向で推移していたが、令和3年以降は再び減少。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成24	25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	2,810	2,650	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690
(対前年増減率)(%)	(▲4.1)	(▲5.7)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	327	328	324	347	340	332	329	334	334	306
戸数シェア(%)	(12.8)	(13.5)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	135,477	133,085	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579
(対前年増減率)(%)	(▲1.4)	(▲1.8)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)
うち10万羽以上層(千羽)	90,314	91,556	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908
羽数シェア(%)	(66.8)	(68.8)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)
一戸当たり平均										
成鶏めす飼養羽数(千羽)	48.2	50.2	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:種鶏のみの飼養者を除く。

2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4:平成22年、平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成23年、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成21年、平成26年及び平成31年との比較である。



2

鶏に関する主な施策

- ① 鶏改良増殖目標
- ② 始原生殖細胞（PGCs）の技術の紹介
- ③ アニマルウェルフェアの考え方への対応
- ④ 農場の分割管理について
- ⑤ 地球温暖化対策

① 鷄改良増殖目標

家畜改良増殖目標

●家畜の改良増殖を行う意義

- 家畜の改良増殖は、家畜（による畜産物）の生産性の向上を図るため、乳量、肉量、肉質等の遺伝的能力の高い家畜を作出して、より能力の高い家畜を増殖させていこうとするものであり、その成果は、（畜産物の）生産性の向上を通じて畜産の振興や農業経営の改善、ひいては国民食料の安定的供給に資するものである。

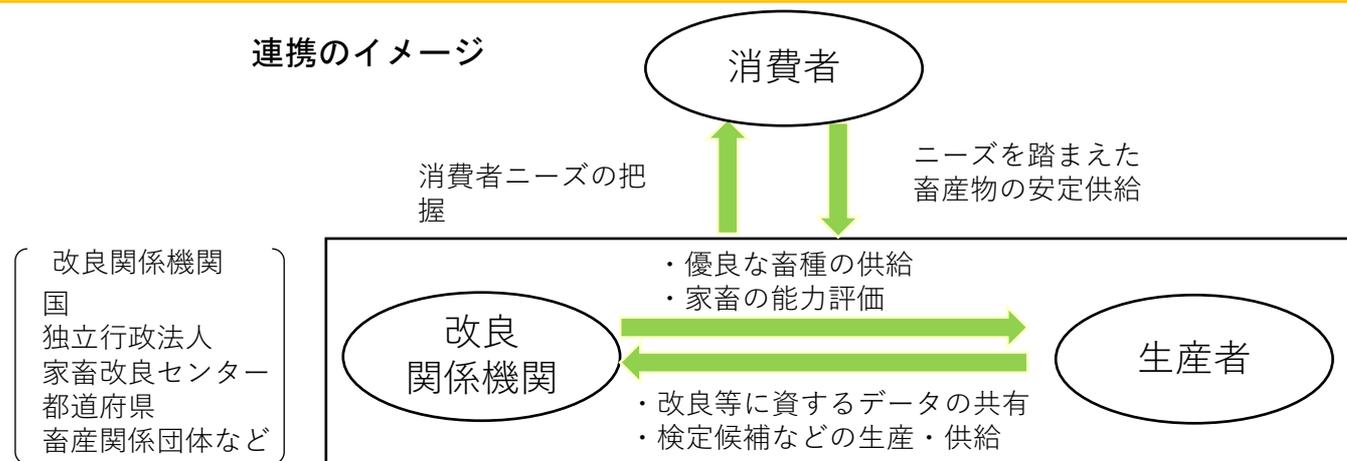
（出典：家畜改良増殖法の解説）

●新たな改良増殖目標（10年後）を定めるに当たって

- 畜産農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化が見られるため、省力的な飼養管理の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められていること
- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定等の経済連携の進展や牛肉の対中輸出再開に向けた動きなどを踏まえ、国内外の消費者ニーズに応える畜産物の安定供給が求められていること
などの情勢を踏まえ策定。

●改良増殖を推進する連携体制

- 改良関係機関と生産者が協力し、消費者ニーズを踏まえながら改良増殖を推進することが重要である。



第11次鶏の改良増殖目標のポイント

現状と課題

- 多様な消費者ニーズに対応した鶏卵・鶏肉の安定供給を図るため、国産鶏種の改良・増殖等が必要である。
- 遺伝資源の安定的な確保や生産コストの低減等に資する取組が必要である。

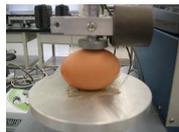
対応の方向

卵用鶏は、大玉も好む消費者ニーズ等を踏まえ、卵質の改良を推進する。
 肉用鶏（ブロイラー）は、増体性や育成率を向上させ、生産コストの低減を図る。
 国産鶏種（地鶏等）は、増体性や産卵性の向上を図るとともに安定的な生産及び供給を推進する。
 鶏の改良・増殖の基盤強化のため、国産鶏種の遺伝資源は、始原生殖細胞（PGCs※¹）の保存技術を活用して安定的に確保できるようにする。

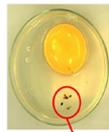
卵用鶏

消費者ニーズを踏まえた卵質の改良

- ・地域によって好まれる卵の大きさが異なることから、61～65gと幅のある卵重量の目標を設定。
- ・卵殻強度や肉斑・血斑※²の発生率の改善のための改良を推進。



卵殻強度の測定



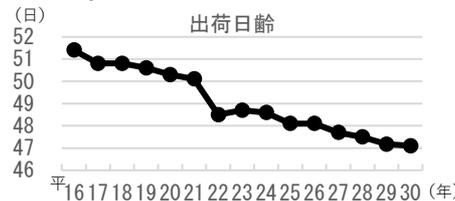
肉斑

※² 肉斑は鶏卵内に肉片様のものが付着したものの（左図）。血斑は鶏卵内に血液が付着したものの。

肉用鶏（ブロイラー）

増体性等の向上による生産コストの低減

- ・飼料要求率と増体の改善を図ることにより、適正な日齢での出荷を推進。
- ・飼養・衛生管理の改善等により、育成率を向上。



国産鶏種（地鶏等）

増体性や産卵性の向上及び安定的な生産及び供給

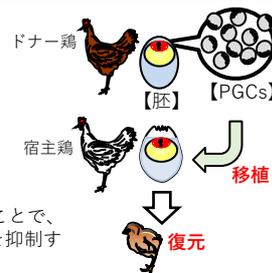
- ・（独）家畜改良センターや都道府県が所有する原種鶏を活用して、増体性や産卵性が高い種鶏を造成し、安定的な鶏の生産と供給を推進。



遺伝資源の安定的な確保

遺伝資源の保存や改良増殖に貢献する始原生殖細胞（PGCs※¹）の保存等の技術習得及び普及体制について、関係者間で連携体制の構築を図る。

※¹ 受精卵の胚に出現する、将来精子や卵子になる細胞（Primordial Germ Cells）。この細胞を保存し利用することで、疾病等により途絶えた遺伝資源の再生や近交係数の上昇を抑制することができる改良体制の構築に資することが可能。



SDGsに配慮した鶏卵・鶏肉の生産

国産鶏種と飼料用米の活用等を組み合わせた持続可能性（SDGs）に配慮した鶏卵・鶏肉の生産について、JAS等の認証制度を活用しながら推進する。



②始原生殖細胞（PGCs）の技術の紹介

PGCs (Primordial Germ Cells : 始原生殖細胞) の活用

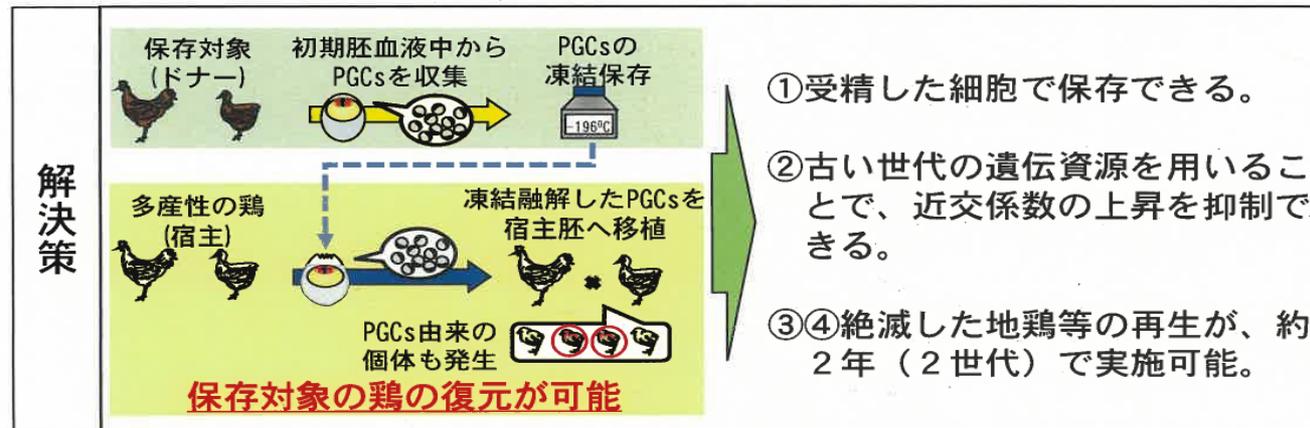
○家禽改良現場の課題

現状	家禽の遺伝資源の保存方法としては、凍結精液のみ。(※卵巣や卵管内にある未受精の卵(黄身のこ)、受精後に産卵された卵の凍結保存は困難。)	種鶏等は各自治体の試験場において、生体により保存。
----	---	---------------------------

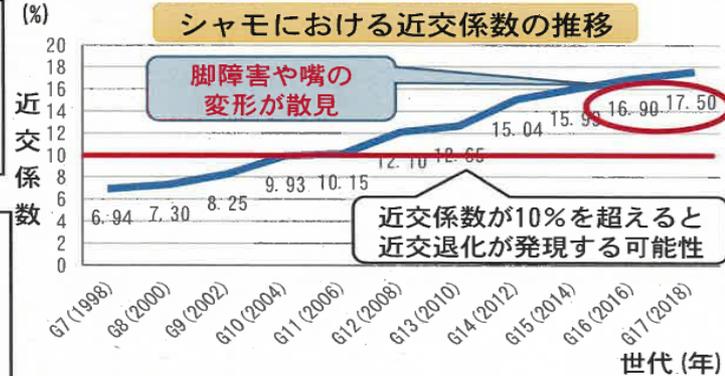
課題	①凍結精液では雄のみの遺伝子しか保存できない。 ②地鶏等の特徴(歯ごたえや羽色等)が失われないように同世代で交配するため、近交係数が上昇し、近交退化による奇形などが発生して産卵率などが低下。 ③一度絶滅すると、復活に10年程度かかる。 ④生体保存では、高病原性鳥インフルエンザ等の侵入による殺処分により、凍結精液を交配する雌を含め、一挙に家禽の遺伝資源を失う。
----	---

課題解決のために、遺伝資源の新たな保存方法の開発が求められていた。

○農研機構がPGCsを利用した家禽の遺伝資源の保存技術を開発



<近交係数上昇の実態> (Y県の例)



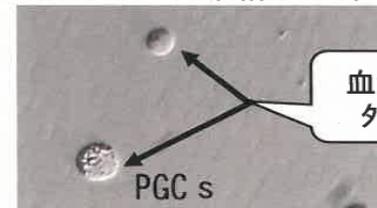
<系統復活の例>

熊本県の地鶏「天草大王」は、戦後の飼料確保が困難なこと等により絶滅していたが、90年代から素材となる鶏を何世代も交配・選抜して、斉一性や再現性を獲得した。復活には約10年かかった。



<PGCs (始原生殖細胞) とは>

孵卵2.5日目の胚の血液から出現する生殖細胞で、将来精子や卵子になる。



血液中的他細胞とは外観で判別可能。

<対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や肉用牛の出荷時期の早期化を推進するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査により、畜産物の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

○生乳生産量：728万t→780万t ○牛肉生産量：33（48）万t→40（57）万t ○豚肉生産量：90（128）万t→92（131）万t
 ○鶏肉生産量：160万t→170万t ○鶏卵生産量：263万t→264万t
 ※（ ）は枝肉換算

<事業の内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

遺伝子解析技術等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、遺伝的多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化、肉用牛の出荷時期の早期化等を推進する取組を支援します。

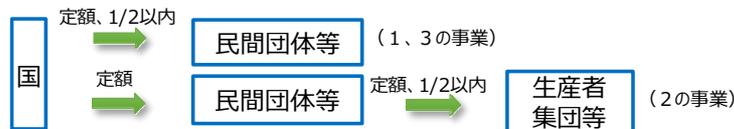
2. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

肉用牛生産の繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営における一貫化や地域内一貫生産を推進し、一貫生産体制を普及啓発する取組を支援します。

3. 和牛の信頼確保対策

我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

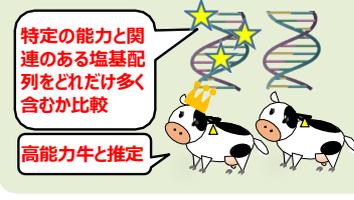
<事業の流れ>



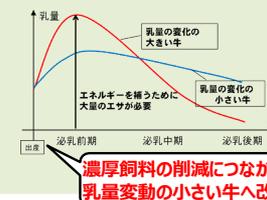
<事業イメージ>

1. 家畜能力等の向上強化

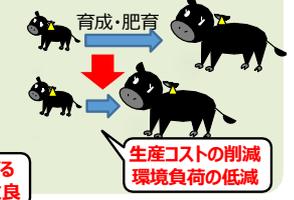
・遺伝子解析技術による評価手法



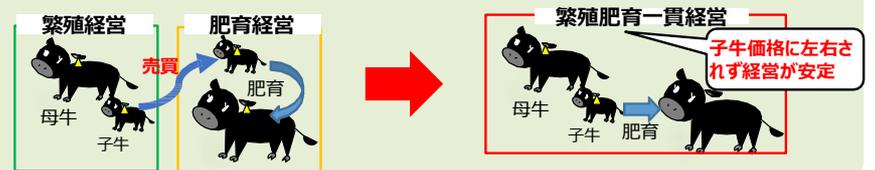
・生涯生産性の向上



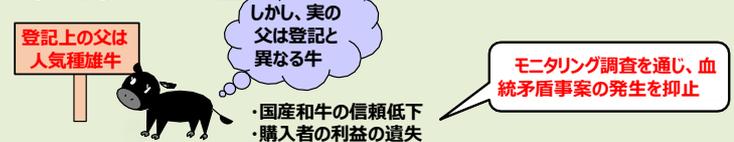
・出荷時期の早期化



2. 肥育経営の一貫化



3. 和子牛の遺伝子型の検査

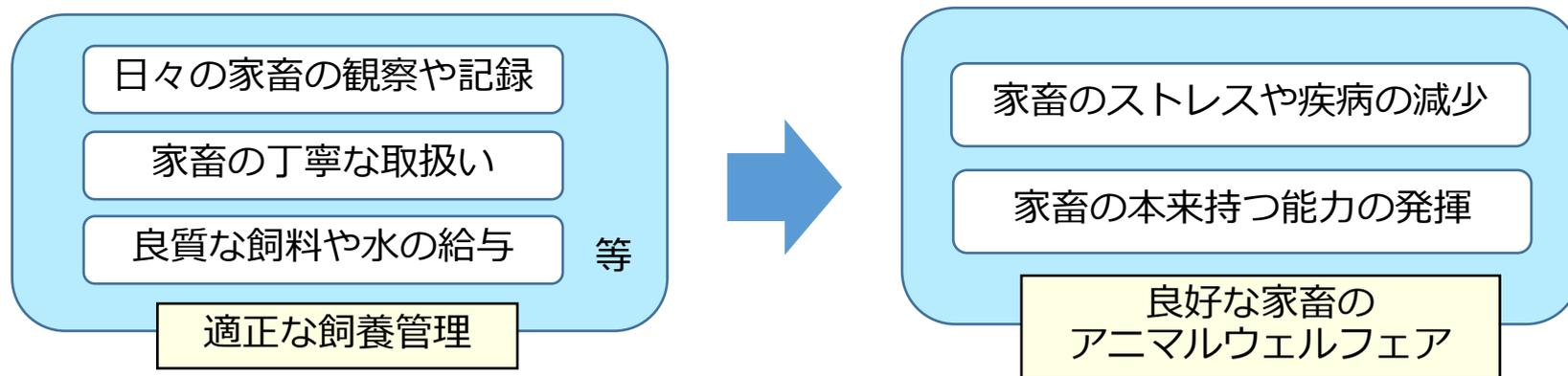


③ アニマルウェルフェアの考え方への対応

家畜のアニマルウェルフェア（Animal Welfare）とは

国際獣疫事務局（WOAH）※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義するとともに、
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指標とされている。



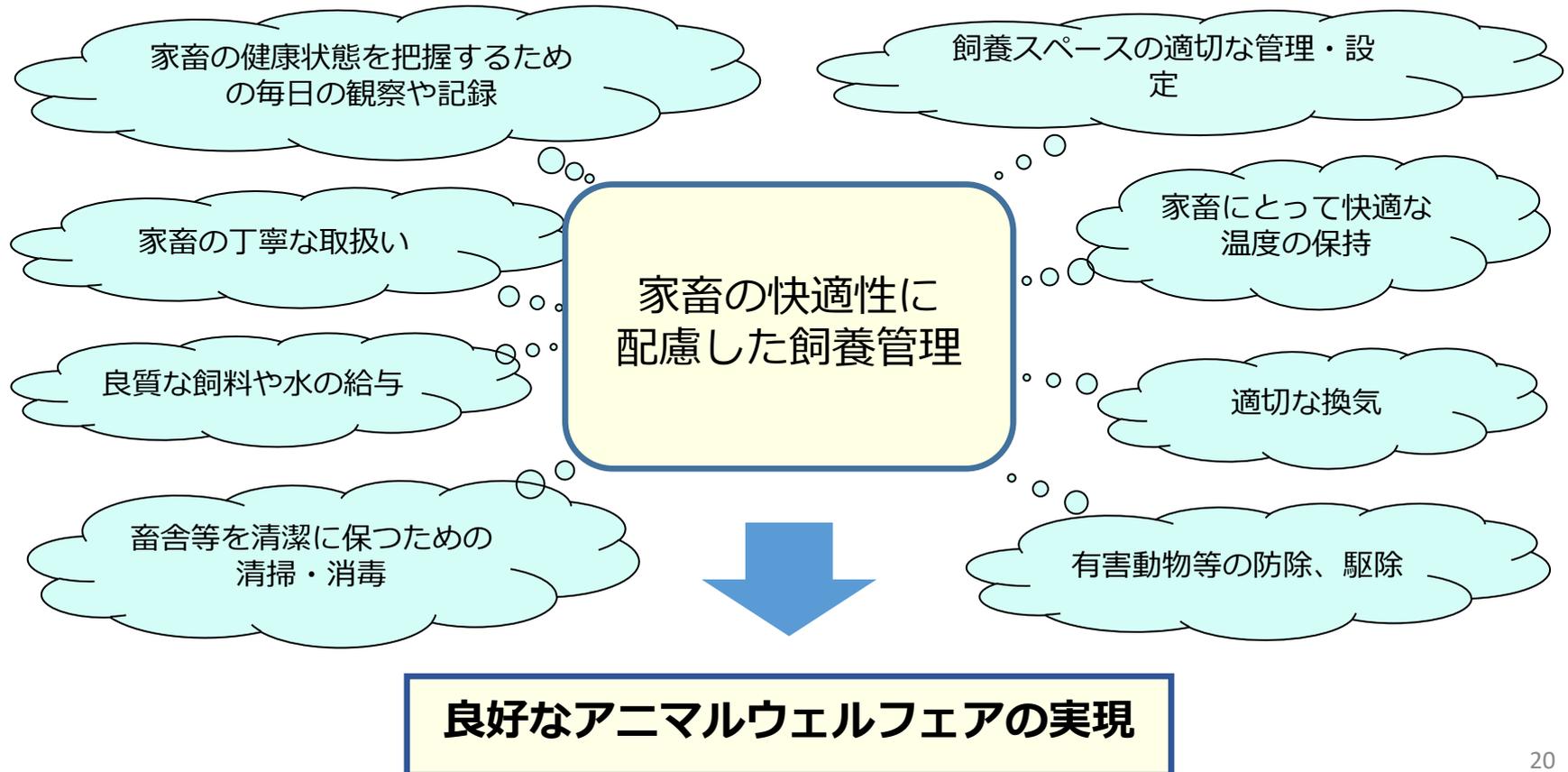
「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関
これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、
農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、特定の施設や設備の導入が求められるものではなく、家畜の健康を保つため、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



採卵鶏の飼養形態及び主要国における規制の状況

【バタリーケージ】



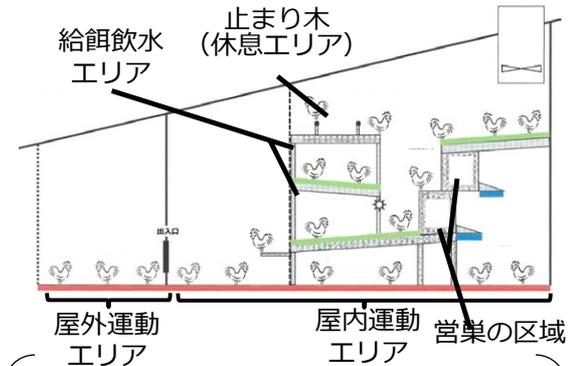
- 健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いやすい。
- 闘争行動が軽減され、事故の発生等が生じにくい。
- 鶏と排せつ物との接触が少なく衛生的。
- 止まり木や営巣の区域などが設置されていないため、通常の行動様式を発現する自由は制限される。

【エンリッチドケージ】



- 止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が生じやすい。

【多段式平飼い方式】



- 止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- つつき等の闘争行動が生じやすい。
- 破卵が生じやすく、鶏卵の品質管理に留意する必要がある。

WOAHコード (令和3年5月案)	○	○	○	ケージ飼いの割合 ※4
米国	○ (一部の州は× ※1)	○ (一部の州は× ※2)	○	72.2%
フランス	×	○	○	36.0%
ドイツ	×	○ ※3	○	5.5%
日本	○	○	○	94.3%
メキシコ	○	○	○	99.6%

※1：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オハイオ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。

※2：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。

(将来的な規制を含む。)

※3：2025年に禁止予定 ※4：民間団体（IEC）による2021年の調査

【参考】採卵鶏のWOAHコード案の状況

- 採卵鶏については、令和3年5月のWOAH総会において、バタリーケージを含む多様な飼養形態を認めるコード案が採択に付されたが、賛否両論があり、投票の結果、採択されなかった。
- 令和4年以降のWOAH総会においても、これまでに採卵鶏に関する新たなコード案は提出されていない。

令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたコード案

- ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木等の付帯設備を設置する場合の留意事項を示す。

加盟国の主な意見

アイルランド
(EU27カ国を代表)

止まり木等について「望ましい」では**不十分**であり、支持できない。

日本

案を支持。

米国

多くの国が懸念を示す止まり木等の「望ましい」との表現を削除すべき。

セネガル
(アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

NZ

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、「設置すべき」との修正が望ましく**棄権**する。

英国

止まり木等の強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちに取組むことは困難であることは事実であり**案を支持**。

カナダ

案を支持。
軽微な修正で採択されるのであれば、修正は受け入れる。

チリ

一部の提案は、すべての生産システムに適応可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから、**修正すべき**。

2 / 3以上の加盟国からの支持が得られず、不採択となった。

農林水産省におけるアニマルウェルフェアの取組

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については農林水産省から畜産振興課長通知を発出し、畜種ごとの飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会等が民間の自主的な指針を作成し、公表してきた。
- 他方、協会の指針は、WOAHコードを踏まえているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があった。

見直し



国による新たな指針

- 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示すこととした。
- 国の指針は、WOAHコードに沿って、各畜種ごとの飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ、畜産局長通知として発出した（令和5年7月26日）。
- 今後は、実施状況を国がモニタリングし、その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」について、各事項毎に適切な達成目標年を設定する。将来的に、可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化していくこととする。

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和5年7月26日付畜産局長通知）」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード（採卵鶏はその案）により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等はその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等は行わない。
- 不要なストレスを与えないよう突発的な行動はせず、手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう丁寧に取り扱う。
- 捕鳥は、なるべく薄暗い照明の下で、強い衝撃を与えないよう注意して行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱ししないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。空間を与える。

【将来的な実施が推奨される事項】

- ひなが地面に直接触れず、砂浴び及びついでばみを促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 ブロイラーのアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 爪切り、断冠等を行わない。
- ビークトリミングは、他の管理措置を講じても羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として行い、その際は、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する。
- 誘導換羽を実施する場合、24時間以上の絶食は行わず、常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 週齢等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 鶏舎

【実施が推奨される事項】

- 鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等へのリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する。
- 鶏舎の破損箇所によって鶏が損傷しないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする。

第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備

【実施が推奨される事項】

- 同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。
- 平飼い方式の場合、おとなしい系統の選択や飼養空間の拡大、つつきをする鶏の分離等を行う。

【将来的な実施が推奨される事項】

- 砂浴びのエリア、ついばみのエリア、営巣のエリア及び止まり木を設ける場合、砂浴びなど特定の行動を促すよう、設計及び配置し、検査及び維持管理が容易なものとする。

第5 鶏舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を供給できるよう設計する。
- 鶏が行動を正常に行え、日常の管理業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

記入日： 年 月 日
記入者： _____

【参考】

「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト

このチェックリストは、「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」のうち、アニマルウェルフェアの考え方を満たす飼養管理のために必要な項目【実施が推奨される事項】を抜粋し、農場内での飼養管理がアニマルウェルフェアの考え方に対応しているかどうかを定期的にチェックしていただくために作成したものです。

現在、既に行っていれば「はい」に、行っていない場合は「いいえ」に印を付けてください。「いいえ」である項目については、改善のための検討等を行っていただき、ブロイラーにとって快適な状態の提供に向けて改善を進めていただくことが必要となります。

1つのチェック項目の中に複数の実施事項がある場合、全て既に行っている場合のみ「はい」に印を付けてください。

なお、設問等の内容で御不明な点がある場合は、指針の本文を御参照ください。

第1 管理方法

1 観察・記録

チェック項目	はい	いいえ
① 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないかを確認していますか。（例：飼料、水、換気、照明、体調、損傷の有無、行動等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）を毎日つけていますか。（例：疾病及び事故の発生の有無並びに原因、死亡羽数、気温等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 鶏の取扱い

チェック項目	はい	いいえ
① 鶏に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取扱っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 捕鳥の際は、ストレス及び損傷等を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ ビークトリミングが必要な場合には、可能な限り若齢の時に実施し、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、嘴のうち必要最低限の部分のみを取り除くように注意していますか。※ビークトリミングを実施していない場合はチェック不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 疾病、事故等の措置

チェック項目	はい	いいえ
① 疾病及び健康問題の予防及び治療のための計画を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 疾病に罹患し、又は損傷しているおそれのある鶏が確認された場合、可能な限り丁寧に移動させ、分離し、迅速に手当てを行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】

「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト

このチェックリストは、「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」のうち、アニマルウェルフェアの考え方を満たす飼養管理のために必要な項目である【実施が推奨される事項】を抜粋し、農場内での飼養管理がアニマルウェルフェアの考え方に対応しているかどうかを定期的にチェックしていただくために作成したものです。

現在、既に行っていれば「はい」に、行っていない場合は「いいえ」に印を付けてください。「いいえ」である項目については、改善のための検討等を行っていただき、採卵鶏にとって快適な状態の提供に向けて改善を進めていただくことが必要となります。

1つのチェック項目の中に複数の実施事項がある場合、全て既に行っている場合にのみ「はい」に印をつけてください。

なお、設問等の内容で御不明な点がある場合は、指針の本文を御参照ください。

第1 管理方法

1 観察・記録

チェック項目	はい	いいえ
① 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないかを確認していますか。（例：飼料、水、換気、照明、体調、損傷の有無、行動等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）を毎日つけていますか。（例：疾病及び事故の発生の有無並びに原因、死亡羽数、産卵率、気温等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 鶏の取扱い

チェック項目	はい	いいえ
① 鶏に不要なストレスを与える突発的な行動や手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 捕鳥の際は、ストレス及び損傷等を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 育成段階での馴致は行っていますか（導入元の飼養環境を把握することなどを含む。）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3-（1）羽つつき防止（ピークトリミング）

チェック項目	はい	いいえ
羽つつきを防止するため、適用可能な管理措置をとっていますか。（例：飼養スペースの調整、照明の管理、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

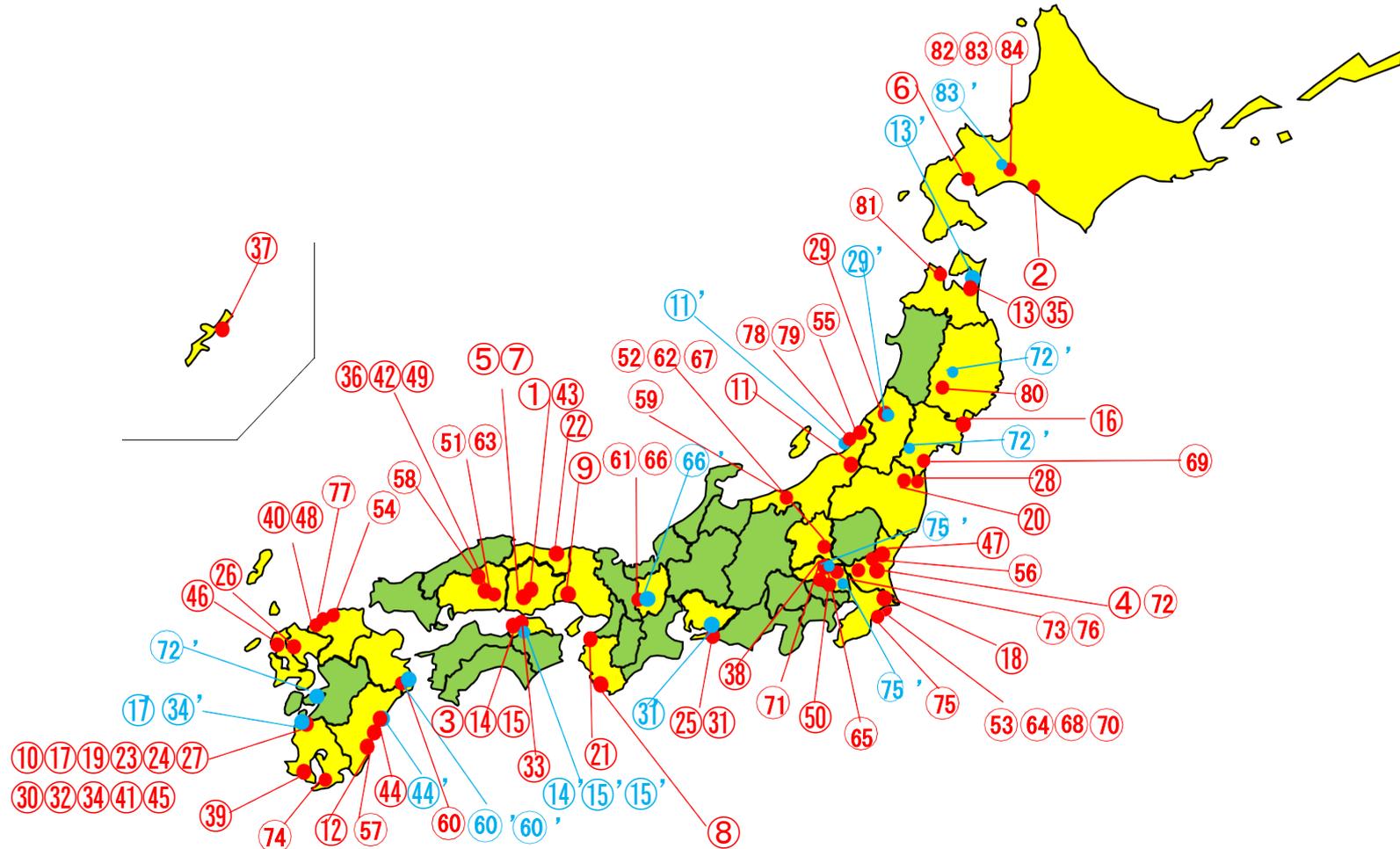
3-（2）ピークトリミング（実施している場合はお答えください 該当なし)

チェック項目	はい	いいえ
① 可能な限り若齢の時に実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 痛みを最小限に抑え、出血を少なくする方法で、必要最小限の部分のみを取	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④農場の分割管理について

R4年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- R4年度シーズンは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年5月6日00時00分時点で**26道県84事例**発生し、**約1,771万羽**が殺処分の対象となっている。
- 本シーズンは、これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった福島県、鳥取県、山形県、沖縄県、長崎県、群馬県においても発生しており、全国どこでも発生リスクが高くなっている。



農場の分割管理マニュアルの概要

1. 分割管理の考え方

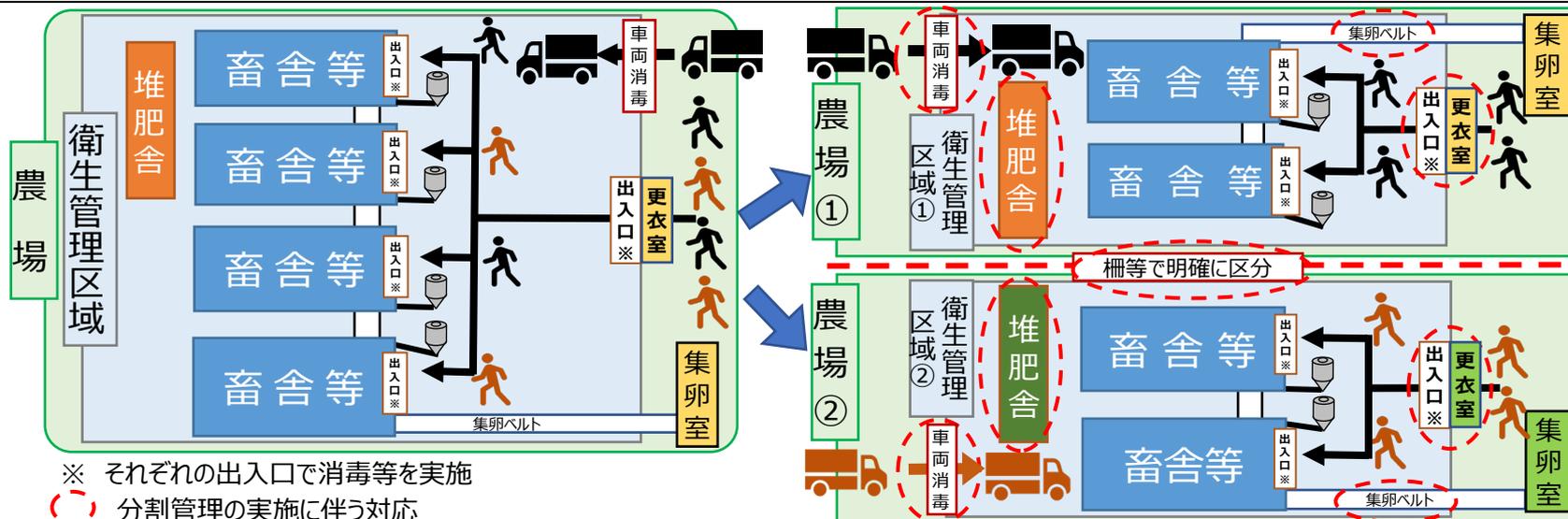
患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分する必要があるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人、物、家畜等の動線**を分けることで、**農場を分割し**、殺処分の範囲を限定することが可能。

2. 取組の進め方

- (1) **生産者が自ら取り組むことを決定**した上で、具体的な方法について**都道府県に相談**。
- (2) 相談を受けた**都道府県は、必要な指導を実施**し、分割管理の**開始時及び継続的に実施状況を確認（随時）**。
- (3) 生産者は、**分割後の農場ごとに**、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、**定期報告（年1回）を実施**。

3. 農場の分割管理を行う上での主な留意点

- (1) 隣接する衛生管理区域の**境界に柵等**を設け、分割後の農場を**明確に区分**。
- (2) 分割後の**農場ごとに作業者を分ける**（※）とともに、車両や作業者の**出入口**を設け、それぞれ**消毒等**を実施。**家畜は、導入時に一定期間、他の家畜との隔離を実施**。（※発生時に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された家きん飼養農場の場合は例外あり）
- (3) **集卵ベルト**など、畜舎をまたがる機材については**農場間で共用しない**。
- (4) 発生時の影響を考慮し、**堆肥舎等は原則、共同利用しない**。（共同利用する場合は、衣服の交換、消毒等を徹底。）
- (5) **分割後の農場で特定家畜伝染病が発生**した際には、畜舎**排気口へのフィルター設置等**、**病原体拡散防止対策**を図った上で、防疫措置を実施。非発生農場は、移動制限区域内の他の農場と同様、死亡羽数等の報告や検査を実施。



【参考】鳥インフルエンザ等に対応した農場の分割管理の導入支援

【令和6年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,485 (2,006) 百万円の内数】
モデル実証 310 (-) 百万円】

＜対策のポイント＞

国産畜産物の安定供給を確保するため、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜の伝染性疾病の発生に備えた適切な農場の分割管理を行える環境を整えとともに、必要な施設整備等を支援します。

＜事業目標＞ [平成30年度→令和12年度まで]

○ 鶏肉生産量：160万t→170万t ○ 鶏卵生産量：263万t→264万t ○ 豚肉生産量：90万t→92万t

＜事業の内容＞

1. 農場の分割管理に取り組むための環境整備

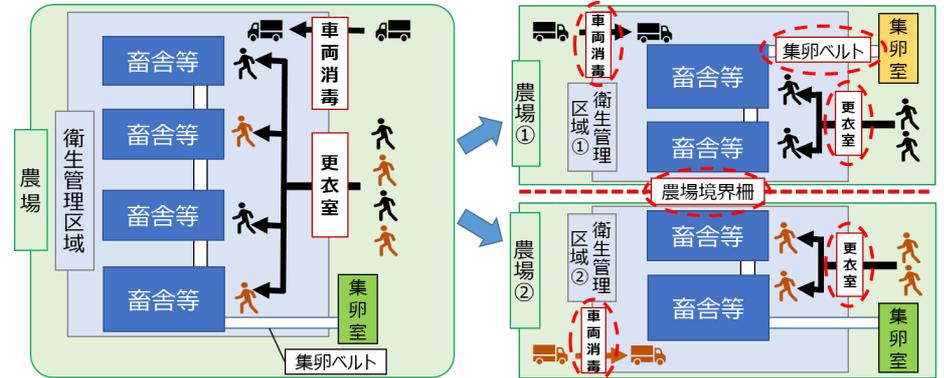
農場の分割管理に関する実態調査や優良事例紹介、分割管理に取り組む農場に対する衛生指導の取組を支援します。

2. 農場の分割管理のための施設整備

農場の分割管理に取り組む場合に、追加で必要となる更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、堆肥舎等の設備・機器等の整備を支援します。

＜事業イメージ＞

＜農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ＞



農場分割のために追加で必要となる衛生管理施設や、機械・装置の共用ができなくなり、新たな導入が必要となる作業機械、集出荷ライン、堆肥舎等の整備を支援。

＜事業の流れ＞



(例) コンポスト



農場境界柵



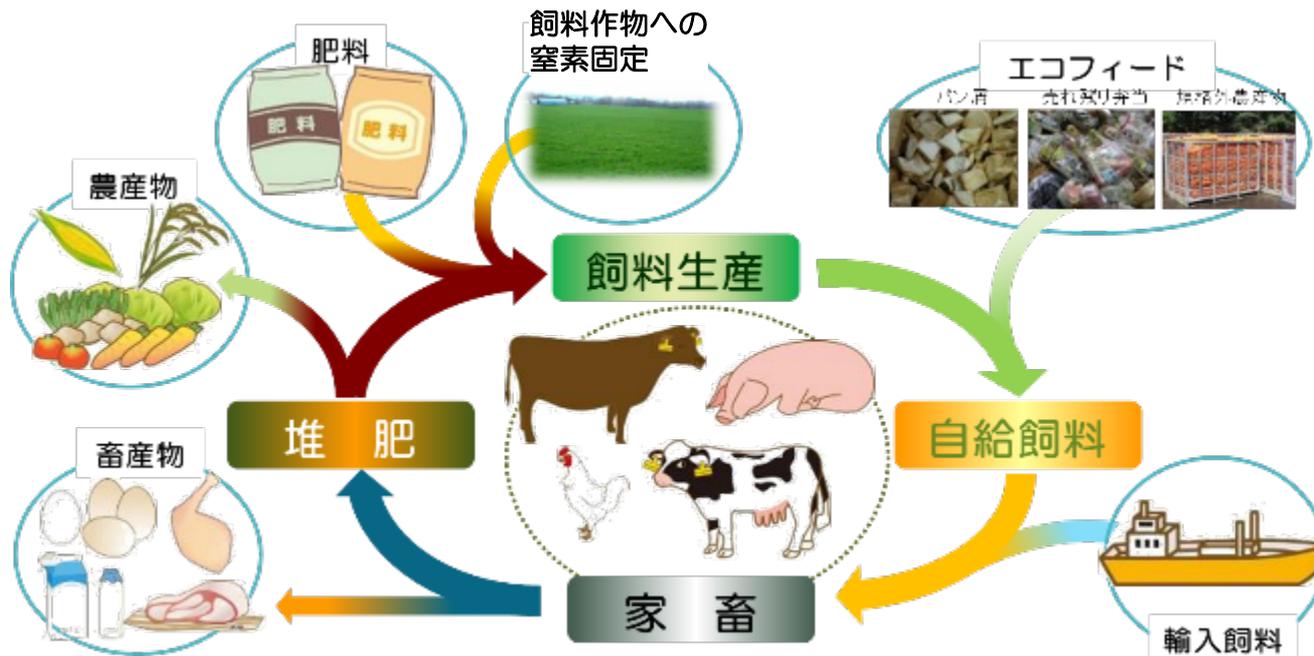
【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
畜産局畜産振興課 (03-3591-3656)

⑤地球温暖化対策

1 畜産環境問題の現状② 畜産業と環境問題の関わり

- 畜産の資源循環の環が適切に回らないと、水質汚濁、悪臭、廃棄物問題、地球温暖化等の原因になり得る。
- 家畜排せつ物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。



悪臭問題

アンモニア、低級脂肪酸等

水質汚濁

有機物、窒素、リン、
病原性微生物等

環境負荷

メタン、一酸化二窒素、
アンモニア

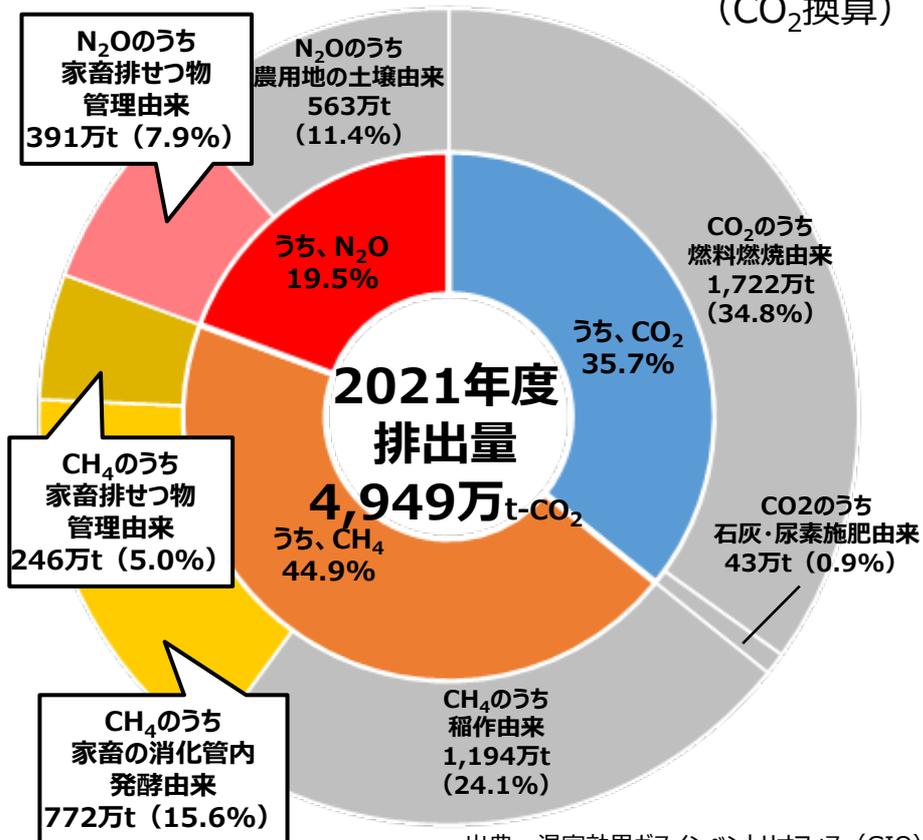
地球温暖化

8 その他の関連事項① 家畜排せつ物分野の地球温暖化対策

- 我が国の温室効果ガス(GHG)総排出量約11.7億t/年(CO₂換算)のうち約1%が畜産業由来であるが、これは農林水産業由来の約28%を占める。畜産業由来のGHGは、家畜排せつ物管理に由来するCH₄(メタン)及びN₂O(一酸化二窒素)、及び消化管内発酵に由来するCH₄であり、うち家畜排せつ物管理由来は畜産業由来の1/2弱を占める。
- 家畜排せつ物由来のGHG排出削減の取組としては、堆積発酵から強制発酵への家畜排せつ物管理方法の変更、アミノ酸バランス改善飼料の給餌等があり、更なるGHGの排出削減に資する技術の開発・普及を推進している。

農林水産業からのGHGの排出 (2021年度)

(CO₂換算)

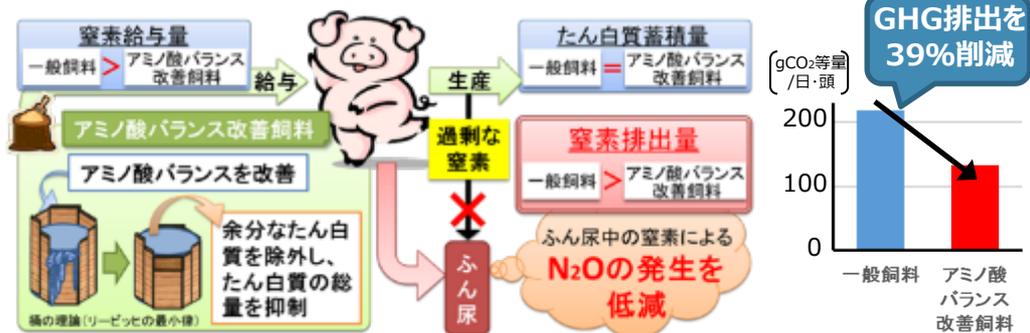


家畜排せつ物分野におけるGHG排出削減の取組



➤ 家畜排せつ物の管理方法の変更

➤ 温室効果ガスを低減する飼養管理技術に関連する研究開発



➤ アミノ酸バランス改善飼料の給餌の普及

豚のふん尿処理における温室効果ガス排出量の削減